

公共工事設計労務単価表
(平成31年4月1日改定)

島 根 県

公共工事設計労務単価表について

1. 適用年月日 平成31年4月1日適用

公共工事設計労務単価(島根県)
平成31年4月1日改定

職 種 名	設計労務単価(円)	割増対象賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
			割増係数 1.25 (A)×1/8×1.25	割増係数 1.35 (A)×1/8×1.35	割増係数 0.25 (A)×1/8×0.25
特殊作業員	18,500	0.820	0.128	0.138	0.026
普通作業員	15,900	0.880	0.138	0.149	0.028
軽作業員	13,100	0.916	0.143	0.155	0.029
造園工	17,300	0.816	0.128	0.138	0.026
法面工	20,700	0.848	0.133	0.143	0.027
とび工	21,200	0.880	0.138	0.149	0.028
石工	27,900	0.918	0.143	0.155	0.029
ブロック工	19,200	0.830	0.130	0.140	0.026
電工	17,800	0.736	0.115	0.124	0.023
鉄筋工	20,300	0.883	0.138	0.149	0.028
鉄骨工	19,600	0.784	0.123	0.132	0.025
塗装工	19,400	0.838	0.131	0.141	0.026
溶接工	20,400	0.830	0.130	0.140	0.026
運転手(特殊)	18,500	0.828	0.129	0.140	0.026
運転手(一般)	15,200	0.844	0.132	0.142	0.026
潜かん工	30,200	0.937	0.146	0.158	0.029
潜かん世話役	35,800	0.780	0.122	0.132	0.024
さく岩工	24,700	0.645	0.101	0.109	0.020
トンネル特殊工	34,400	0.968	0.151	0.163	0.030
トンネル作業員	22,900	0.944	0.148	0.159	0.030
トンネル世話役	36,000	0.949	0.148	0.160	0.030
橋りょう特殊工	25,700	0.896	0.140	0.151	0.028
橋りょう塗装工	26,600	0.891	0.139	0.150	0.028
橋りょう世話役	29,200	0.828	0.129	0.140	0.026
土木一般世話役	19,000	0.818	0.128	0.138	0.026
高級船員	24,500	0.726	0.113	0.123	0.023
普通船員	19,600	0.732	0.114	0.124	0.023
潜水士	36,400	0.811	0.127	0.137	0.025
潜水連絡員	28,900	0.893	0.140	0.151	0.028
潜水送気員	26,500	0.871	0.136	0.147	0.027
山林砂防工	*	0.809	0.126	0.137	0.025
軌道工	26,900	0.854	0.133	0.144	0.027
型わく工	20,000	0.925	0.145	0.156	0.029
大工	21,400	0.887	0.139	0.150	0.028
左官	19,500	0.895	0.140	0.151	0.028
配管工	18,100	0.766	0.120	0.129	0.024
はつり工	20,900	0.846	0.132	0.143	0.026
防水工	21,600	0.799	0.125	0.135	0.025
板金工	21,200	0.797	0.125	0.134	0.025
タイル工	19,800	0.755	0.118	0.127	0.024
サッシ工	19,600	0.803	0.125	0.136	0.025
屋根ふき工	*	-	-	-	-
内装工	21,300	0.788	0.123	0.133	0.025
ガラス工	20,400	0.764	0.119	0.129	0.024
建具工	17,500	0.727	0.114	0.123	0.023
ダクト工	18,700	0.723	0.113	0.122	0.023
保温工	20,300	0.801	0.125	0.135	0.025
建築ブロック工	17,400	-	-	-	-
設備機械工	20,500	0.727	0.114	0.123	0.023
交通誘導警備員A	13,400	0.868	0.136	0.146	0.027
交通誘導警備員B	11,400	0.912	0.143	0.154	0.029

注1) 本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3) 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。

注4) 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)

注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

職 種 名	基準日額(円)	割増対象賃金比 (A)
電気通信技術者	31,300	0.650
電気通信技術員	21,000	0.650

注1)本単価は、公共事業の電気通信設備工事等の積算に用いるためのものであり、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2)本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3)時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当は含まれていない。

注4)本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。

注5)法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

職 種 名	基準日額(円)	割増対象賃金比 (A)
点検技術者	30,900	0.660
点検技術員	23,800	0.660

注1)本単価は、公共事業の電気通信施設点検業務等の積算に用いるためのものであり、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2)本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3)時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当は含まれていない。

注4)本単価は事業主負担額(退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当)が含まれている。

職 種 名	標準賃金(円/日)	割増対象賃金比 (A)
機械設備製作工	24,600	-
機械設備据付工	21,800	0.704

注1)機械設備製作工については、日当たり単価とし、基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等からなる。また、製作原価以外では適用出来ない。

注2)機械設備据付工については、日当たり単価とし、基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与からなる。なお、退職金等は含まれない。